

令和元年9月2日(月)  
神奈川県自治会館3階特別会議室  
午後2時～4時

## 第64回 横浜市屋外広告物審議会

### 1 次第

- (1) 開会
- (2) 審議事項
  - ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
    - (ア) 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について
- (3) 報告事項
  - ア デザインマンホールの設置について
- (4) 閉会

### 2 配付資料

- (1) 委員名簿
- (2) 席次表
- (3) 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【審議事項ア】
- (4) デザインマンホールの設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【報告事項ア】

# 第32期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

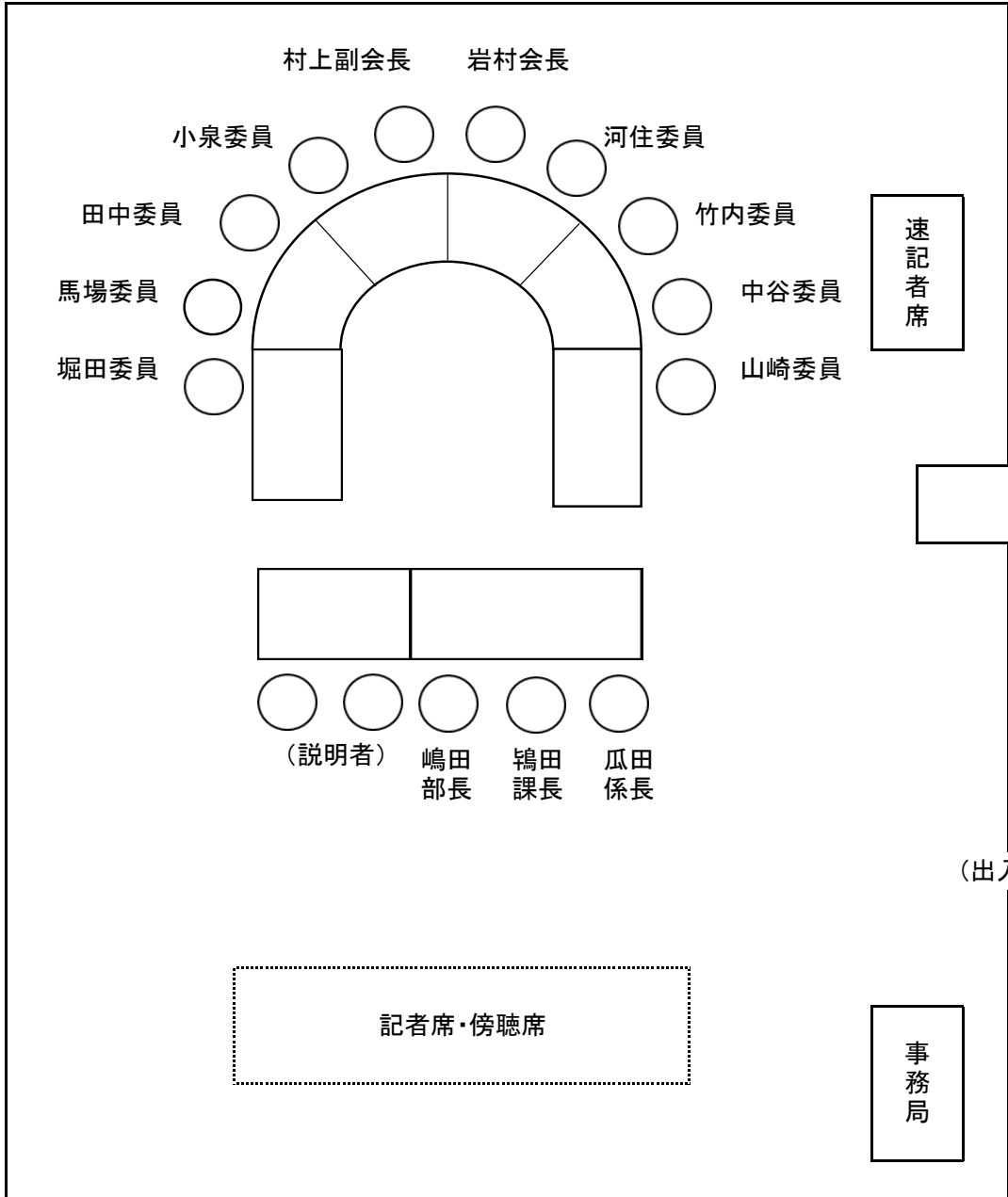
任期 平成30年12月 1日から

令和2年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
副会長	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副会長
委員	河住 志保	弁護士
〃	小泉 雅子	多摩美術大学教授
〃	竹内 淳	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	堀田 久史	横浜市屋外広告美術協同組合理事長
〃	山崎 洋子	作家

# 【第64回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：神奈川自治会館 3階 特別会議室



## 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について

### 1 概要

広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業については、平成29年から本審議会に説明しながら事業を進めています。

今回計画している広告付案内サインは映像装置の設置を計画しており、横浜市景観計画（以下「景観計画」という。）で映像装置を禁じているエリアに8基の設置が計画されています。

このため、本審議会で、当該広告物等の設置について伺うものです。

### 2 事務局としての考え方

景観計画の映像装置に関する禁止は良好な景観の形成を考慮したものでありますが、

- (1) 今回計画されている案内サインに伴う広告が静止画であること
- (2) 広告の内容について、専門家及び本市の審査を通過したもののみを採用していること
- (3) 景観計画が想定している「映像装置」とは外観上相当異なるものと考えられることから、静止画による広告付案内サインの設置は、条例第 19 条第 1 項の規定の「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、問題ないものと考えます。

このため、景観計画において、映像装置を禁じているエリアに静止画による広告付案内サインを8基設置することについて特例許可したいと考えます。

なお、8月5日開催の第52回横浜市都市美対策審議会景観審査部会において、本件はポスタータイプと大きな差異はないことについて了承を受けております。また、8月26日開催の第53回横浜市都市美対策審議会景観審査部会において、本件は景観計画に適合しないものの、横浜市屋外広告物条例第19条の特例許可の手続を経ることについても了承を得ております。

◎ 屋外広告物審議会及び横浜市都市美対策審議会での審議内容

開催日	審議会名	審議・報告事項	意見
平成 29 年 3 月 30 日	第 122 回 都市美対策審議会【審議】	事業実施の方向性	了承。
平成 29 年 6 月 2 日	第 59 回 屋外広告物審議会【報告】	事業実施の方向性を確認	
平成 29 年 9 月 12 日	第 123 回 都市美対策審議会【報告】	事業公募開始を報告	
平成 30 年 2 月 13 日	第 60 回 屋外広告物審議会【報告】	実施候補者等を報告	
平成 30 年 3 月 7 日	第 124 回 都市美対策審議会【報告】	デザイン・位置図について 報告	
平成 30 年 12 月 11 日	第 47 回 都市美対策審議会 景観審査部会【審議】	景観計画における行為の 制限のただし書き適用	再検討すること。
平成 31 年 1 月 25 日	第 48 回 都市美対策審議会 景観審査部会【審議】	景観計画における行為の 制限のただし書き適用	大枠について了承。設置箇所 1 つ 1 つについて景観配慮を 慎重に検証した上で進め、進 捗にあたっては、報告するこ と。
平成 31 年 2 月 14 日	第 62 回 屋外広告物審議会【報告】	景観計画における行為の 制限のただし書き適用の 報告	
令和元年 6 月 25 日	第 51 回 都市美対策審議会 景観審査部会【報告】	静止画デジタル広告の一部 導入、検証開始を報告	静止画デジタル広告について 景観に与える影響や、異なる タイプの広告付案内サインが 併存することに対しては、景 観審査部会による現地確認も 行いながら、検討を進めるこ と。
令和元年 7 月 1 日	第 63 回 屋外広告物審議会【審議】	交差点付近での映像装置の 設置	屋外広告物条例に基づく特例 許可の手続を経ることについ て了承。
令和元年 8 月 5 日	第 52 回 都市美対策審議会 景観審査部会【審議】	静止画デジタル広告の景観 調和	ポスタータイプとデジタルタ イプで大きな差異はないこと を確認。 設置場所、コンテンツ、色、明 るさなど検討し、景観審査部会 に適宜付議しながら進めるこ と。
令和元年 8 月 26 日	第 53 回 都市美対策審議会 景観審査部会【審議】	景観計画で映像装置を規制 している区域内における静 止画デジタル広告の導入	横浜市屋外広告物条例第19条 により、景観計画で映像装置 を規制している区域内におい ても本事業のデジタルパネル の整備を進める方向について 了承。 筐体の大きさ、配置及び色温 度などについて、引き続き検 討。

【参考】横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度について

●屋外広告物条例第19条（許可の特例）により、屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで、景観計画に定められた内容に適合しない場合でも広告物等を設置することができる。

○屋外広告物条例 第19条（許可の特例）

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、

第9条第2項の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○屋外広告物条例 第9条（許可）

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

○屋外広告物条例 第16条（広告物等に係る基準等）

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

(5) 広告塔及び広告板

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

(1) **景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項**が定められた同条第1項に規定する景観計画(以下「**景観計画**」という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項

(補足)

- ・屋外広告物条例 第6条（禁止地域等） 第7条（禁止物件） 第8条（禁止広告物）  
第10条第2項（広告物活用地区）  
第13条(禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等)  
第14条（適用除外の不適用） 第15条（一体的に表示された広告物等の特例）

- ・景観法 第8条（景観計画） 第8条第2項第4号イ  
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

○横浜市景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第5 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては、当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては、当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りではない。

2 地区別の制限 ※映像装置について規制があるエリアをまとめた内容は以下の表のとおり

地区名	制限内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山下町特定地区</li> <li>山下公園通りゾーン</li> <li>水町通り及び海岸教会通りゾーン</li> <li>本町通りゾーン</li> <li>中華街中央ゾーン</li> <li>中華街北辺ゾーン</li> <li>中華街南辺ゾーン</li> <li>大さん橋通りゾーン</li> <li>・日本大通り特定地区</li> <li>・市庁舎前面特定地区</li> <li>・北仲通り北準特定地区</li> <li>・北仲通り南準特定地区</li> <li>・大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</li> <li>・海岸通り準特定地区</li> </ul>	<p>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りではない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬車道周辺特定地区</li> </ul>	<p>計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関内中央準特定地区</li> </ul>	<p>計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第5 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催時等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。



広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における静止画デジタル広告の活用範囲の拡大について

**審議事項**  
 これまで屋外広告物審議会において、広告付案内サインの配置位置に関して審議をしていますが、事業者（エムシードゥコー株式会社）から映像装置の規制区域内（関内地区・みなとみらい 21 新港地区）において、デジタルパネルを整備する計画提案があったため、本事業におけるデジタルパネルの広告付案内サインを映像装置の規制区域内で整備することについて、屋外広告物条例第 19 条における特例許可の案件として審議いただきます。

1 静止画デジタル広告の評価（令和元年 8 月 5 日 第 52 回都市美対策審議会景観審査部会）

本事業のデジタルパネルの現場確認を行ったところ、周辺環境との調和やデジタルパネルの品質（クオリティ）について、ポスタータイプとデジタルタイプの広告に関しては、必要な配慮を行うことで、大きな差異はないとの評価をいただいております。

2 関内地区・みなとみらい 21 新港地区の整備に対する本市の考え方について

本事業については、今後拡大するデジタル広告市場に対応することで、本市の政策である来街者の滞在環境の水準を高める事業を安定的に継続できると考え、関内地区・みなとみらい 21 新港地区にデジタルパネルを整備する検討をしています。なお、本事業のデジタルパネルと他事業の映像装置との比較や、今後のデジタルパネルのさらなる活用に関しては、以下のとおりです。

- (1) 景観計画で想定されている映像装置と本事業における静止画デジタルパネルとの比較について
  - ・静止画を原則とし、切り替え時間は既存の広告付バス停のスクロールタイプと同等（10 秒）とすること
  - ・明るさについて、自動調整により昼夜ともに周辺の景観に配慮がなされること
  - ・掲出する広告内容について、学識経験者及び本市関係局が 1 案件ごとの審査体制が整えられていること以上より、景観計画で想定されている動画の使用や音声を伴う映像装置とは区別できるものと考えます。
- (2) 今後のデジタルパネルのさらなる活用について
  - ・デジタルパネルの活用方法の一例として、津波警報などの防災情報の発信を検討しています。

3 今後の進め方

これまで本屋外広告物審議会や都市美審議会でご意見いただいた広告付案内サインの配置計画を基に、通りのビスタや照度などに配慮し、ポスタータイプと同様にデジタルタイプのパネルを整備していきます。さらに、景観計画で映像装置を規制している区域内においては、歴史的建造物などへ配慮した配置とするとともに、照度についても慎重に対応していきます。なお、本事業の実施にあたっては地元組織を含め、合意が得られた箇所について整備を進めます。

4 都市美審議会景観審査部会（第 52 回）の現場確認時の様子

日時：令和元年 8 月 5 日（月）19 時から 21 時まで  
 場所：みなとみらい 21 中央地区 クイーンズスクエア前  
 内容：広告付案内サイン（ポスタータイプ・デジタルタイプ）の現場確認

（位置図）



（現場確認の様子：明るさは現地計測時の値）

・デジタルパネル（視点場②の状況）



（参考）広告付バス停（視点場①の状況）

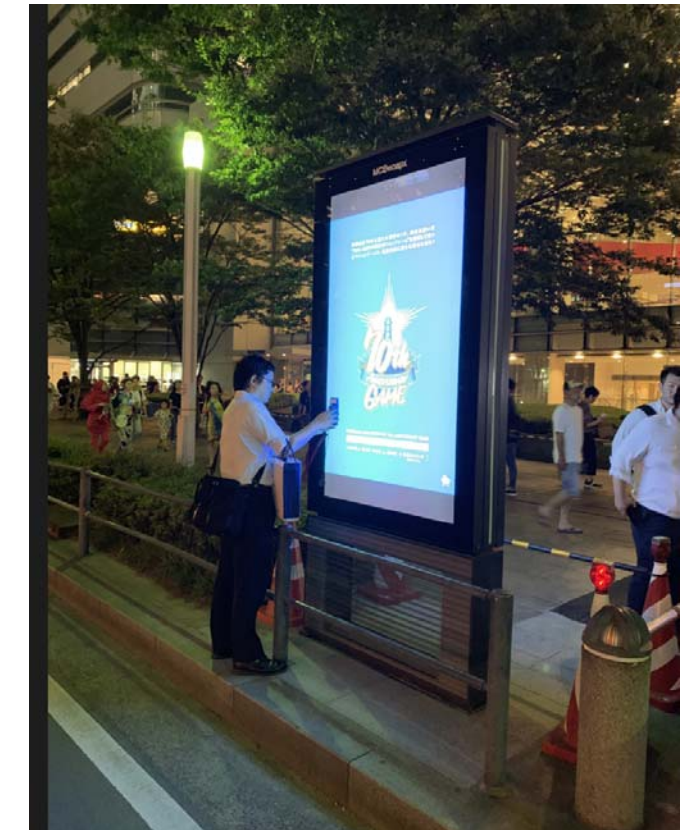
（明るさ：150 ルクス程度）



○現場における委員のご意見

- ・ポスタータイプとデジタルタイプの明るさの程度は同程度、明るさの面で景観に与える影響は同程度と感ぜられる。
- ・白色の広告については、発光が強い印象である。
- ・地図面の照度が強いと、地図の視認性が下がり利用性が低下する。

（明るさ：150 ルクス程度）





## 5 広告付案内サインの配置計画

デジタルタイプについてもポスタータイプと同様に、配置に関して検討を行った上で整備します。

### 【第48回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

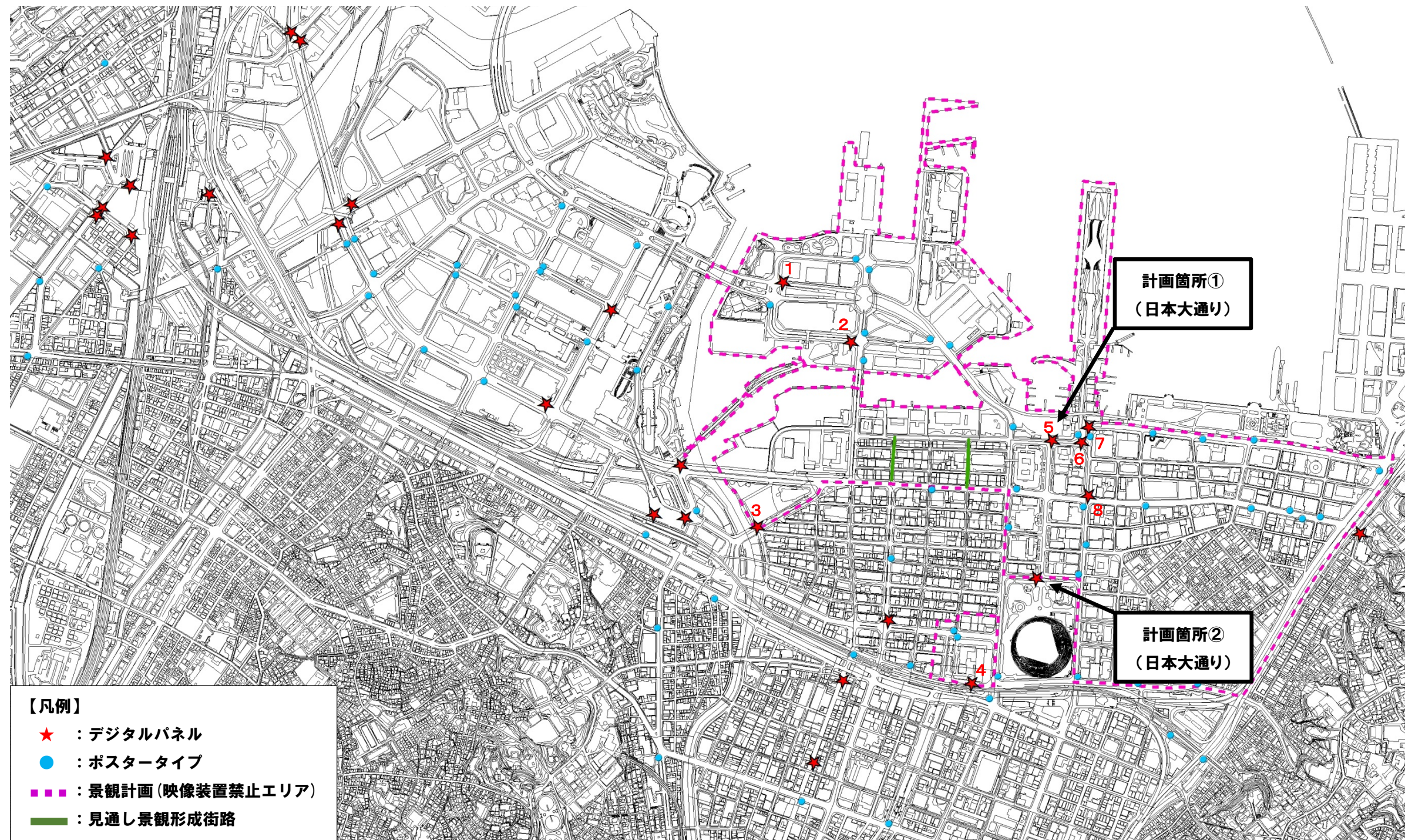
#### 案内サインの配置に関する基本方針

- ・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心とし、公道上に整備を行います。
- ・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、運転者のわき見運転誘発による安全性が損なわれない箇所とします。

### 【第48回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

#### 案内サインの整備位置を決定するまでの過程

- ・検討1 景観 : 横浜港までの見通し空間を確保すること、歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・検討2 利便性 : 交差点周辺において視認しやすい位置にあること
- ・検討3 交通安全性 : 運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・検討4 物理的制約 : 地下埋設物、隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・検討5 広告価値 : ほかの物件に阻害されず、視認性を確保すること





○整備位置の決定に関する考え方の一例（日本大通りの横浜公園側）

【整備位置を決定するまでの過程】

整備位置は、以下に示す5つの検討項目順に審査して決定します。

検討項目1…景観への影響度

- ・横浜港までの見通し空間を確保すること
- ・歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・歴史的建造物のライトアップを妨げないこと

(評価)

→横浜港までの見通し空間を確保し、歴史的建造物を妨げない位置である。

検討項目2…案内サインの利便性

- ・駅や観光地点の出入口周辺において、視界に入りやすい箇所であること
- ・交差点付近において、歩行者が次の移動につなげられるよう視認しやすい位置であること
- ・案内サインを利用できるスペースを確保できること

(評価)

→横浜公園の出入り口付近であり、視界に入りやすく、案内サインを利用できるスペースもある。

検討項目3…道路占用等に関わる交通安全性

- ・運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・運転車のよそ見運転に繋がらないこと

(評価)

→道路・交通管理者から安全上の確認を受けており、見通しも確保できる位置である。

検討項目4…物理的な設置可能性

- ・地下埋設物（共同溝、街路灯などの基礎等）や隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・誘導サインの矢羽の機能を阻害しないこと
- ・地図及び広告の維持管理スペースが確保できること

(評価)

→地下埋設物などの干渉はなく、地図と広告の維持管理スペースが確保できる位置である。

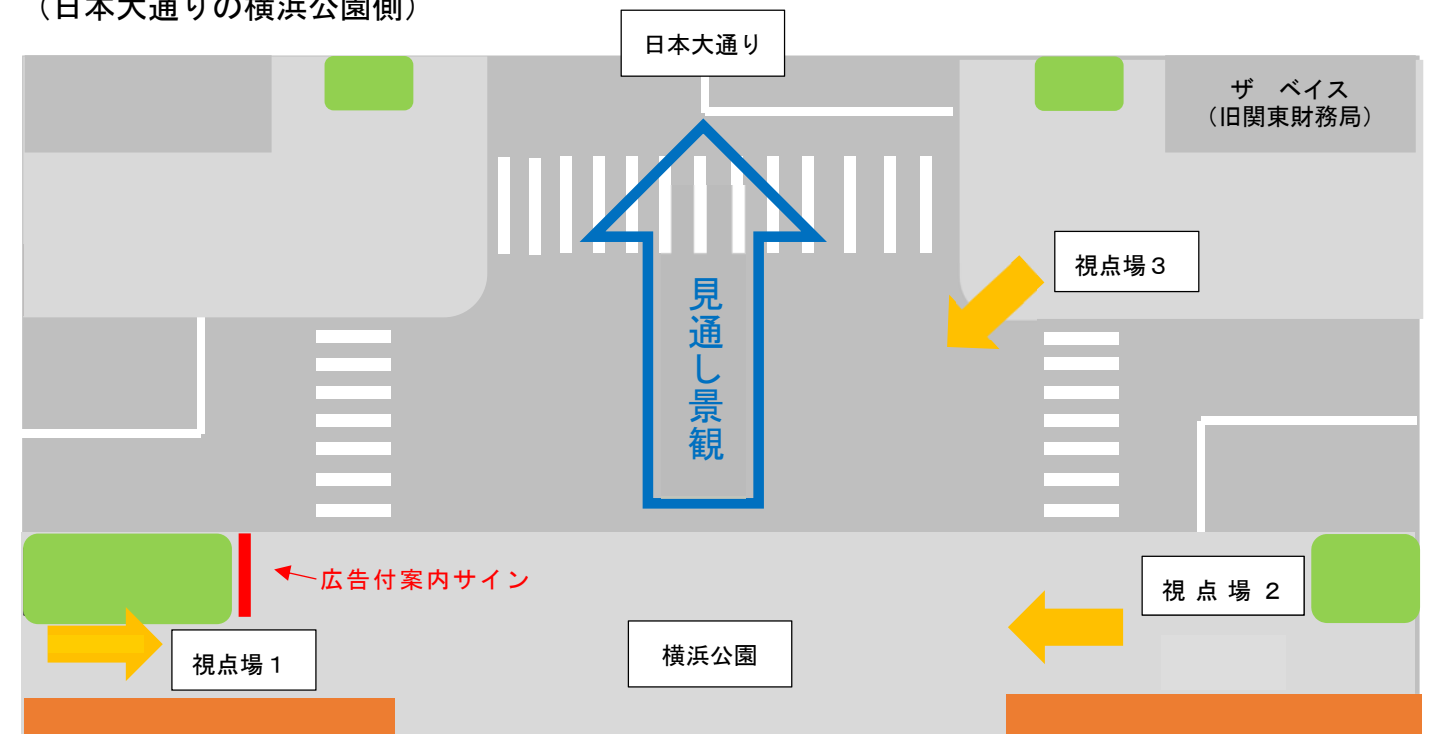
検討項目5…広告価値

- ・他の物件に阻害されず、視認性を確保すること
- ・歩行者が自然と目に入る箇所であること

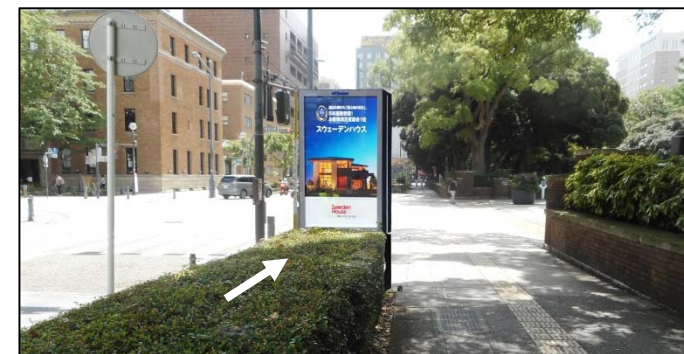
(評価)

→ほかの物件に阻害されず、自然と目に入る位置である。

(日本大通りの横浜公園側)



視点場1 (ポスタータイプ)



(デジタルタイプ)



視点場2



視点場3



○整備位置の決定に関する考え方の一例（日本大通りの象の鼻パーク側）

【整備位置を決定するまでの過程】

整備位置は、以下に示す5つの検討項目順に審査して決定します。

検討項目1…景観への影響度

- ・横浜港までの見通し空間を確保すること
- ・歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・歴史的建造物のライトアップを妨げないこと

(評価)

→横浜港までの見通し空間を確保し、歴史的建造物を妨げない位置である。

検討項目2…案内サインの利便性

- ・駅や観光地点の出入口周辺において、視界に入りやすい箇所であること
- ・交差点付近において、歩行者が次の移動につなげられるよう視認しやすい位置であること
- ・案内サインを利用できるスペースを確保できること

(評価)

→大棧橋国際客船ターミナルに近接する象の鼻パーク付近で、視界に入りやすいスペースである。

検討項目3…道路占用等に関わる交通安全性

- ・運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・運転車のよそ見運転に繋がらないこと

(評価)

→道路・交通管理者から安全上の確認を受けており、見通しも確保できる位置である。

検討項目4…物理的な設置可能性

- ・地下埋設物（共同溝、街路灯などの基礎等）や隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・誘導サインの矢羽の機能を阻害しないこと
- ・地図及び広告の維持管理スペースが確保できること

(評価)

→地下埋設物などの干渉はなく、地図と広告の維持管理スペースが確保できる位置である。

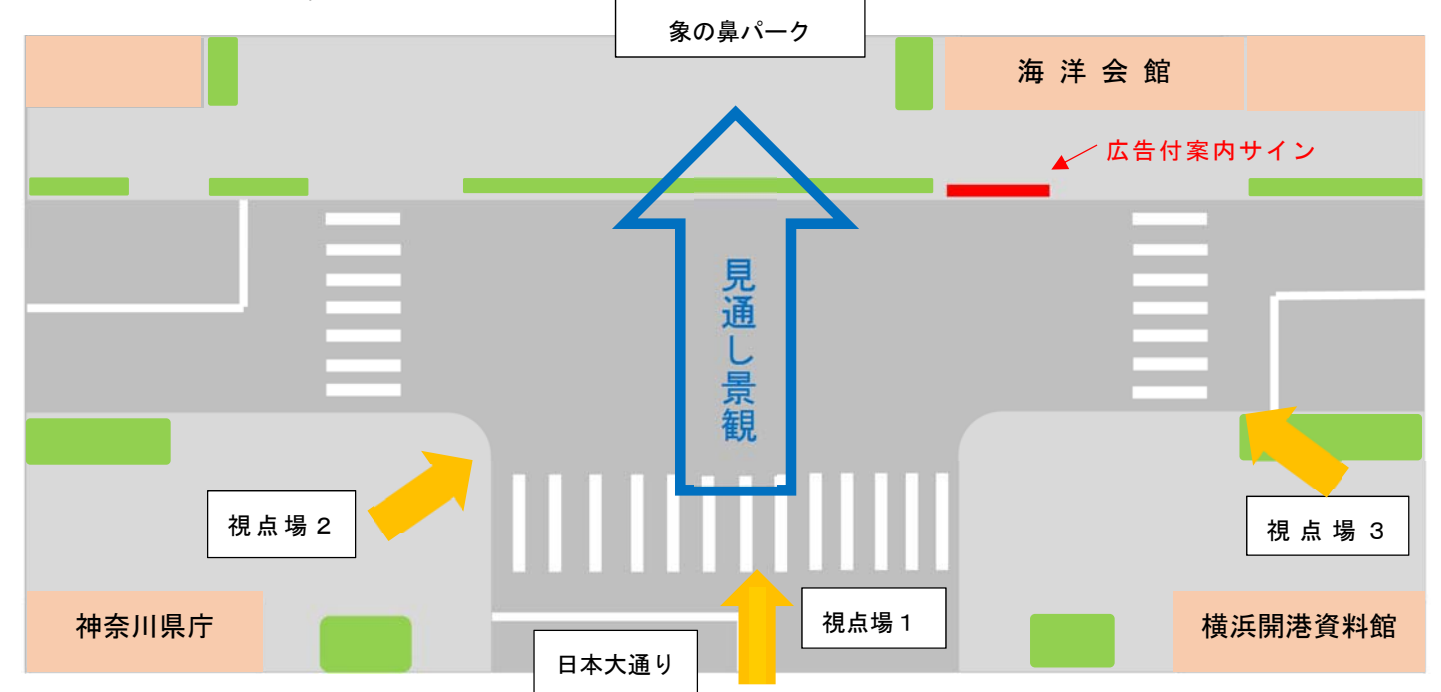
検討項目5…広告価値

- ・他の物件に阻害されず、視認性を確保すること
- ・歩行者が自然と目に入る箇所であること

(評価)

→ほかの物件に阻害されず、自然と目に入る位置である。

(日本大通りの象の鼻パーク側)



視点場1



視点場2



視点場3





都市美対策審議会景観審査部会（8/26）の議事概要

第 53 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会において、横浜市屋外広告物条例第 19 条（許可の特例）により、景観計画で映像装置を規制している区域内においても本事業のデジタルパネルの整備を進める方向について御了承いただきました。なお、都市美対策審議会景観審査部会においての御意見は以下のとおりです。

■都市美対策審議会景観審査部会の御意見

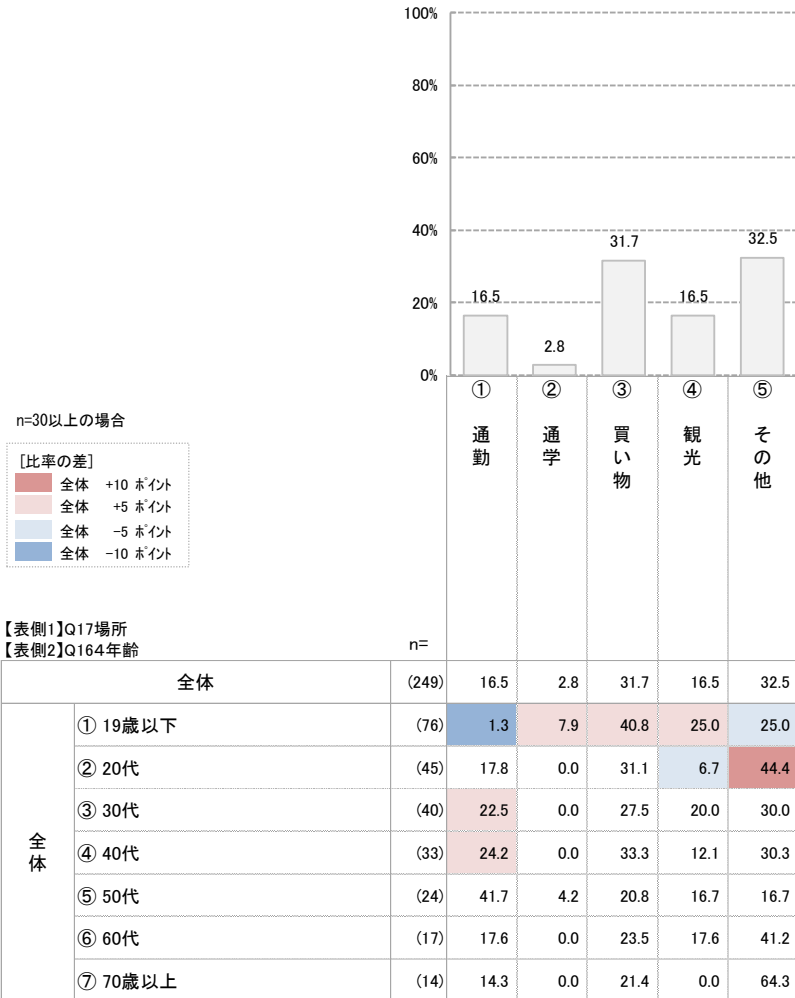
項目	御意見	対応方針
特例許可 制度	屋外広告物条例第 19 条の許可の特例における「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」について、「公益上やむを得ない」の理由について明確にする必要がある。	広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業は、インバウンドを含め都心臨海部に観光客を積極的に誘致していこうとする本市の政策の一つで、来街者の滞在環境の水準を向上させていくことを目的に都心臨海部や新横浜都心に案内サインや公衆無線 LAN を整備するよう取り組むものです。本事業のデジタルパネルについては、事業の安定性確保が不可欠であると考えため整備を進めるものです。
筐体の 大きさ	都市美審議会において資料で説明は受けているものの、実際に設置した筐体を見ると大きく感じるので、小さいサイズのパネルも検討すべきである。	ラグビーワールドカップまではこの大きさのデザインで整備し、その後については事業者と検討を行っていきます。
	大きさが変えられないのであれば、景観的に重要な部分（ビスタや歴史的建造物の前など）については視界に入っていないような工夫をすべきである。	
	筐体が大きいために設置を断念した場所があるということだが、大きさを工夫することで設置可能となる場所が増えるのであれば、その方がよいのではないか。	

項目	御意見	対応方針
位置 ・ 向き	関内地区（景観計画で映像装置を規制している区域）において広告付案内サインを整備する場合、みなとみらい 21 地区などの大街区と比べてより大きさが際立つため、配置に関して景観に与える影響が小さくなるよう工夫を行うこと。	今後整備を行う広告付案内サインについては、都市景観アドバイザー制度を活用し、景観審査部会長でもある国吉委員に確認いただき位置や向きを定め、都市美対策審議会景観審査部会に報告することとします。
	ビスタへの配慮とは、港への見通しだけを言うのではない。通りに対して直行する方向に広告が表示されていることにより視線がそこで止まってしまうことが問題である。	
	一つ一つの配置も大切だが、開港広場前のように 4、5 基が集中し、それらが一望できてしまうのは景観的に問題。減らすことはできないのか。	
	全体の設置数が決まっているのだとしたら、景観上重要な場所については設置を取りやめ、その分他の場所に設置するなど、個別設置ではなく一括で行う事業だからこそできることがあるのではないか。	
色温度	表示内容の色温度や照度についても周りの環境と設置物との関係性が景観上重要であるので、対応について検討すべきである。	周辺環境との関係性については、地元との調整を踏まえ、良好な景観の維持に配慮していきます。



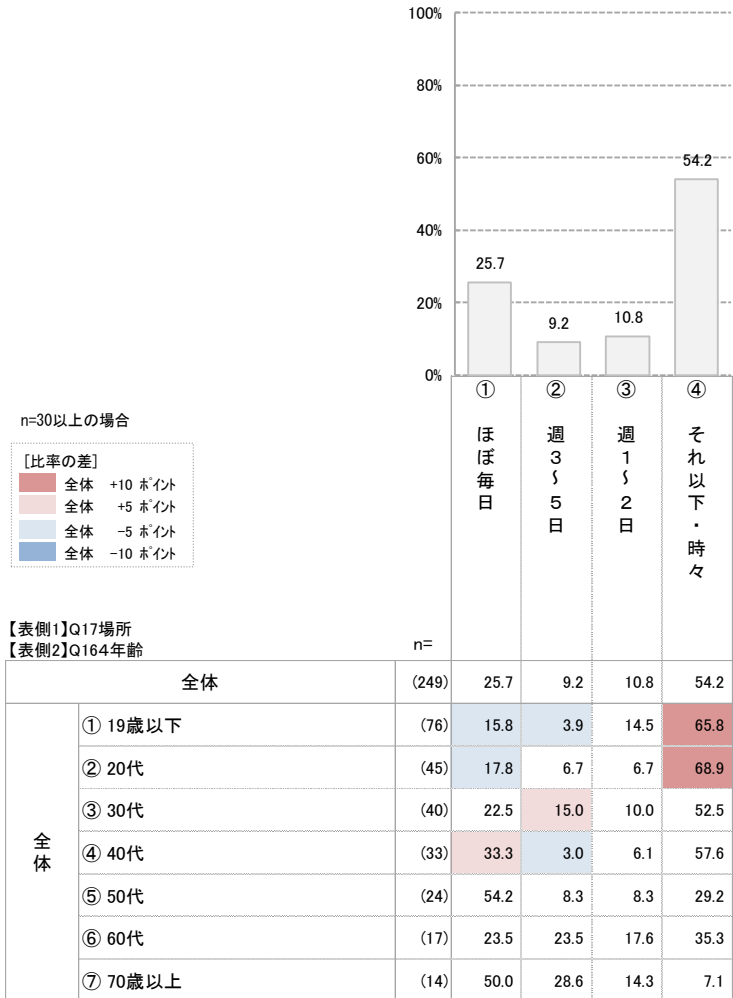
Q1

1 本日はどのようなご用事での外出ですか？



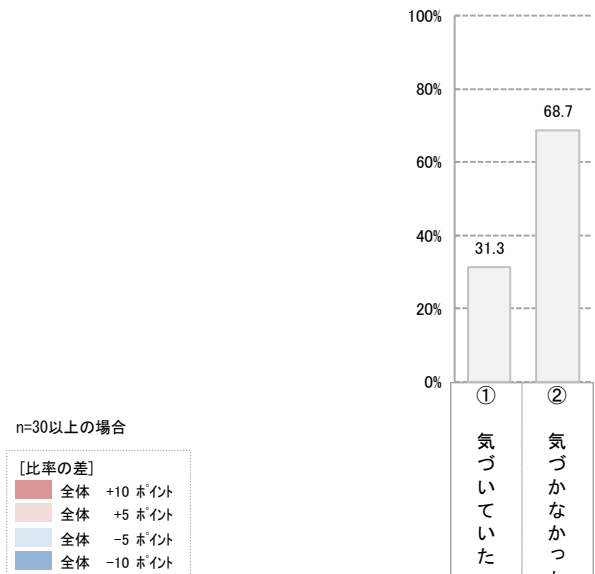
Q2

2 この歩道はよく利用しますか(この前をよく通りますか)？



Q3

3-1 (1) バス停の上屋に広告がついていることに気づいていましたか？

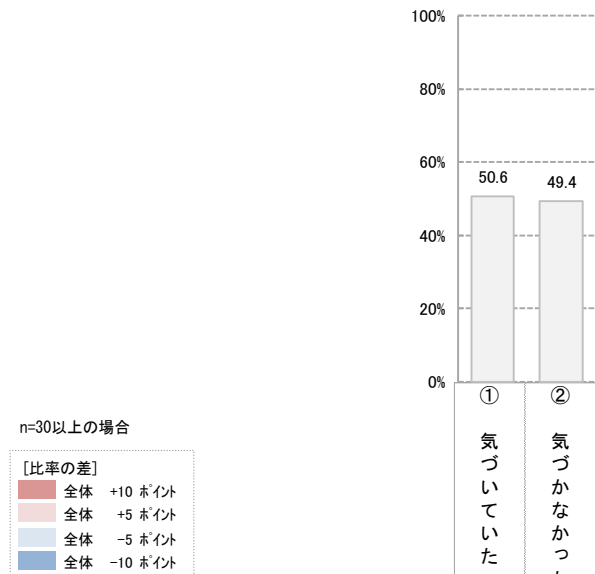


【表側1】Q17場所  
【表側2】Q164年齢

		n=	31.3	68.7
全体		(249)	31.3	68.7
全体	① 19歳以下	(76)	22.4	77.6
	② 20代	(45)	20.0	80.0
	③ 30代	(40)	40.0	60.0
	④ 40代	(33)	27.3	72.7
	⑤ 50代	(24)	50.0	50.0
	⑥ 60代	(17)	41.2	58.8
	⑦ 70歳以上	(14)	57.1	42.9

Q4

3-1 (2) 案内サインに広告がついていることに気づいていましたか？

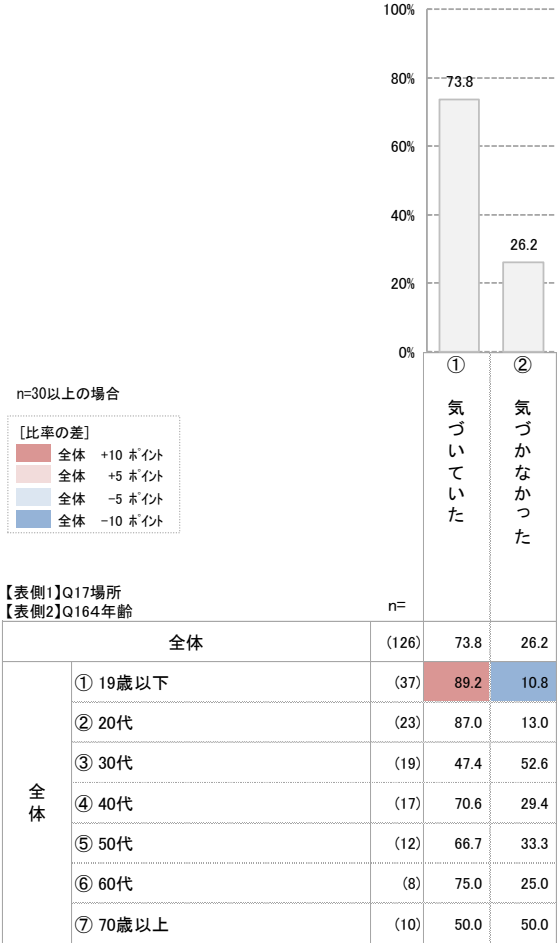


【表側1】Q17場所  
【表側2】Q164年齢

		n=	50.6	49.4
全体		(249)	50.6	49.4
全体	① 19歳以下	(76)	48.7	51.3
	② 20代	(45)	51.1	48.9
	③ 30代	(40)	47.5	52.5
	④ 40代	(33)	51.5	48.5
	⑤ 50代	(24)	50.0	50.0
	⑥ 60代	(17)	47.1	52.9
	⑦ 70歳以上	(14)	71.4	28.6

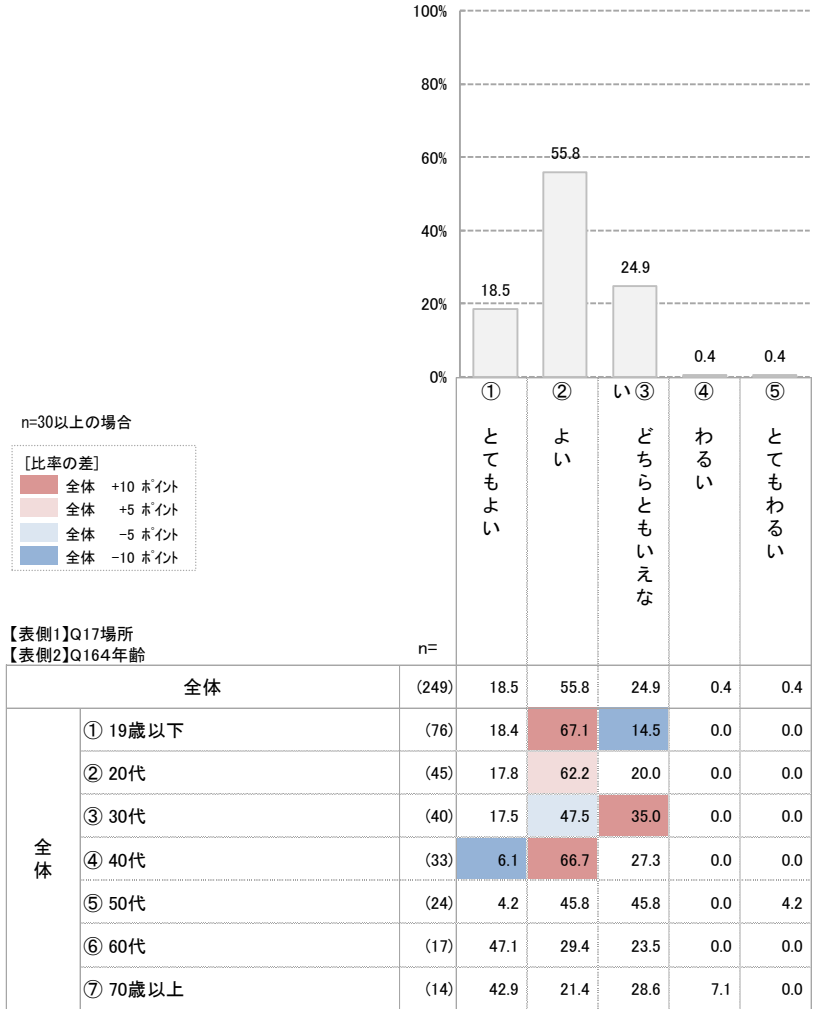
Q5

3-1 (3) 案内サインの広告がデジタルであることに気づいていましたか？  
 ※ (2)で「①気づいていた」と回答した場合のみ。



Q6

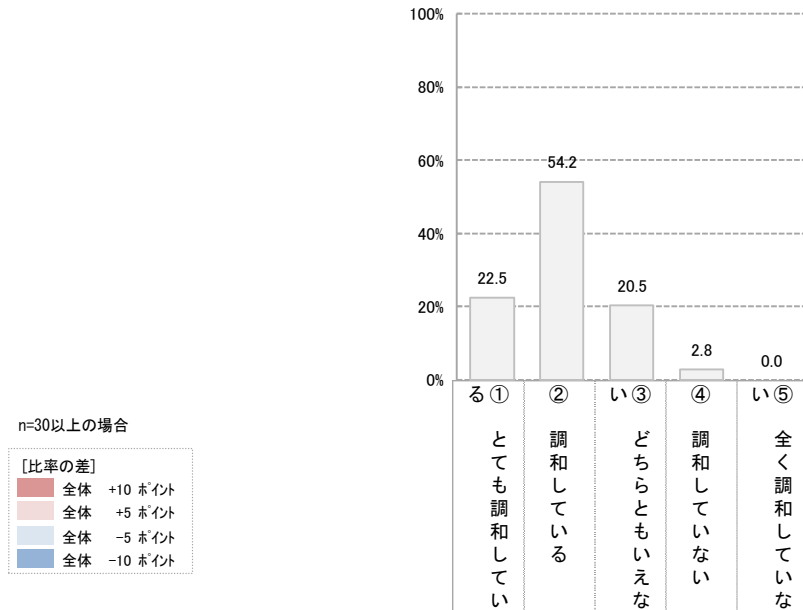
3-2 (1) デジタル広告の印象はいかがですか？





Q8

3-2 (3) デジタル広告は周辺環境に調和していると感じますか？

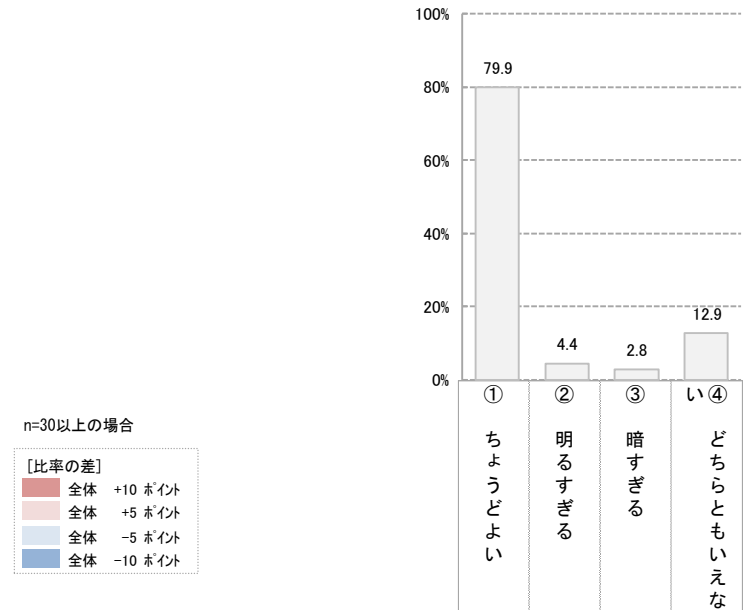


【表側1】Q17場所  
【表側2】Q164年齢

		n=	①	②	③	④	⑤
全体		(249)	22.5	54.2	20.5	2.8	0.0
全体	① 19歳以下	(76)	22.4	63.2	11.8	2.6	0.0
	② 20代	(45)	24.4	60.0	13.3	2.2	0.0
	③ 30代	(40)	15.0	52.5	32.5	0.0	0.0
	④ 40代	(33)	30.3	42.4	21.2	6.1	0.0
	⑤ 50代	(24)	8.3	37.5	54.2	0.0	0.0
	⑥ 60代	(17)	47.1	41.2	11.8	0.0	0.0
	⑦ 70歳以上	(14)	14.3	64.3	7.1	14.3	0.0

Q10

3-3 (1) デジタル広告の明るさの印象はどうか？

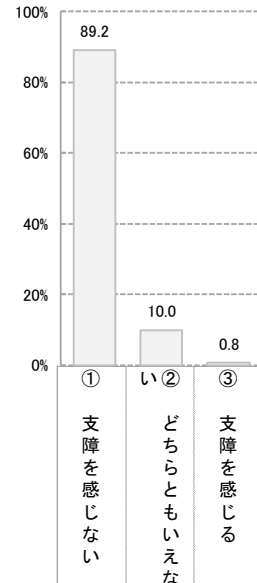


【表側1】Q17場所  
【表側2】Q164年齢

		n=	①	②	③	④
全体		(249)	79.9	4.4	2.8	12.9
全体	① 19歳以下	(76)	92.1	1.3	0.0	6.6
	② 20代	(45)	82.2	6.7	0.0	11.1
	③ 30代	(40)	75.0	10.0	5.0	10.0
	④ 40代	(33)	75.8	6.1	0.0	18.2
	⑤ 50代	(24)	58.3	0.0	4.2	37.5
	⑥ 60代	(17)	70.6	5.9	5.9	17.6
	⑦ 70歳以上	(14)	78.6	0.0	21.4	0.0

### Q12

3-4 (1) 広告付き施設(ストリートファニチャ)は一定間隔で広告が切り替わりますが、デジタル広告の画面の切り替えにより歩道通行上の支障を感じますか？



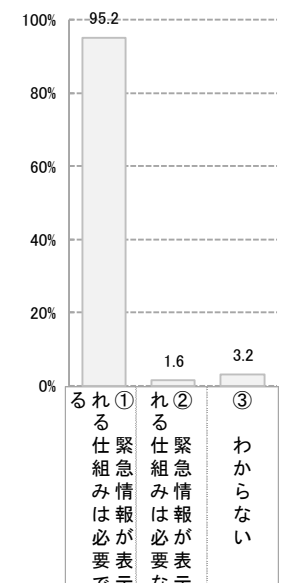
n=30以上の場合  
 [比率の差]  
 全体 +10 ポイント  
 全体 +5 ポイント  
 全体 -5 ポイント  
 全体 -10 ポイント

【表側1】Q17場所  
 【表側2】Q164年齢

全体		n=	89.2	10.0	0.8
全体	① 19歳以下	(76)	94.7	5.3	0.0
	② 20代	(45)	82.2	15.6	2.2
	③ 30代	(40)	92.5	7.5	0.0
	④ 40代	(33)	87.9	9.1	3.0
	⑤ 50代	(24)	79.2	20.8	0.0
	⑥ 60代	(17)	88.2	11.8	0.0
	⑦ 70歳以上	(14)	92.9	7.1	0.0
	全体	(124)	93.5	5.6	0.8

### Q14

3-5 (1) デジタルパネルの特性を活かし、将来的には大規模災害時に緊急情報を発信する仕組みを検討しています。必要性をどうお考えになりますか？



n=30以上の場合  
 [比率の差]  
 全体 +10 ポイント  
 全体 +5 ポイント  
 全体 -5 ポイント  
 全体 -10 ポイント

【表側1】Q17場所  
 【表側2】Q164年齢

全体		n=	95.2	1.6	3.2
全体	① 19歳以下	(76)	97.4	1.3	1.3
	② 20代	(45)	91.1	0.0	8.9
	③ 30代	(40)	97.5	0.0	2.5
	④ 40代	(33)	93.9	3.0	3.0
	⑤ 50代	(24)	91.7	4.2	4.2
	⑥ 60代	(17)	94.1	5.9	0.0
	⑦ 70歳以上	(14)	100.0	0.0	0.0
	全体	(249)	95.2	1.6	3.2

## デザインマンホールの設置について

デザインマンホールの設置については、第3回屋外広告物デザイン審査部会及び第63回屋外広告物審議会において、設置を認める方向でご了承いただきました。

これを受けて、8月2日付で設置許可を行い、同月5日に設置されたことをご報告します。

### 1 概要

デザインマンホールは、株式会社ポケモンが製作し、横浜市に寄贈されました。それを受けて、横浜市が設置管理を行っています。マンホールの所有者は横浜市になります。

設置場所 JR桜木町駅前広場（南口）

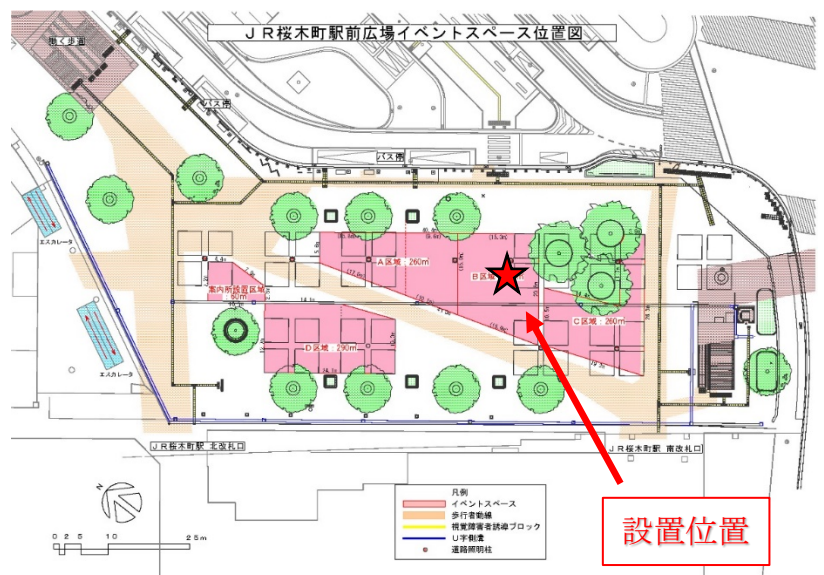
設置期間 令和元年8月5日 ～ 令和2年9月30日

### 2 記者発表

別紙記者発表資料のとおり

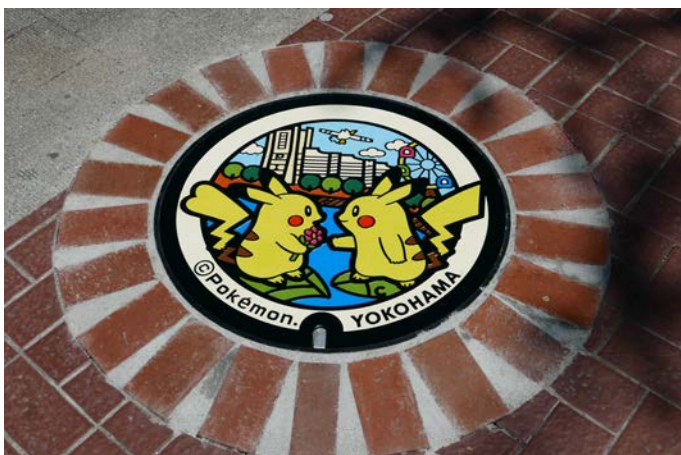
### 3 設置の様子

#### (1) セレモニーの様子



#### (2) 設置状況

##### ア 近景



##### イ 遠景





## 横浜にピカチュウマンホール現る！

横浜市は、「下水道事業のPR」および「横浜の魅力発信と地域の活性化」を目的として、ポケットモンスターのキャラクター“ピカチュウ”とコラボレーションしたマンホールをみなとみらい21地区周辺に設置します。

また、設置に先立ち、マスコミ向けお披露目会を開催します。

横浜市では、マンホール蓋を活用した下水道事業のPRを行っています。また、横浜市と株式会社ポケモンは、みなとみらい21地区の事業者等と連携したイベント「ピカチュウ大量発生チュウ！」を開催し、地域一丸となって横浜の魅力発進、誘客促進及び、地域の活性化も行っていきます。

さらに、今年は下水道展が11年ぶりに横浜で開催されることから、“ピカチュウ”とコラボレーションしたデザインのマンホール蓋を設置し、より一層の下水道事業のPR等に活用します。



(c)2019 Pokémon. (c)1995-2019 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.  
ポケットモンスター・ポケモンは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

【鋳物製デザインマンホール】

### 1 設置場所

JR 桜木町駅前広場

### 2 設置日

令和元年8月5日（月）

### 3 設置枚数

鋳物製デザインマンホール 1箇所

### 4 マスコミ向けお披露目会

マスコミの皆様向けにピカチュウマンホールのお披露目会を行います。

- ・日時：令和元年8月5日（月）10：00から ※荒天中止
- ・場所：JR 桜木町駅前広場

なお、ご来場には、8月2日（金）16：00までに別紙申込書を記載していただき、メールかFAXにて、申し込みをお願いいたします。

事前申し込み先：[ks-kikakuswg@city.yokohama.jp](mailto:ks-kikakuswg@city.yokohama.jp)（担当：堀田）

### 5 その他

このほか、期間限定（8/5から9/1まで）で、みなとみらい21地区を中心とした4箇所にデザインの異なる、はめ込み式のピカチュウデザインマンホールが設置されます。

※設置場所等の詳細については下記サイトをご覧ください。

（詳細 URL <https://local.pokemon.jp/manhole/>）

裏面あり

## (参考) 関連イベント・関連情報

- 下水道展 '19 横浜 (詳細 URL <https://www.gesuidouten.jp/top/index/>)  
令和元年8月6日(火) から8月9日(金) 会場: パシフィコ横浜
- ピカチュウ大量発生チュウ! 2019 (詳細 URL [https://www.pokemon.co.jp/ex/pika\\_event/](https://www.pokemon.co.jp/ex/pika_event/))  
令和元年8月6日(火) から8月12日(月・祝) 会場: みなとみらい21 地区ほか

お問合せ先	
環境創造局政策課 下水道政策調整担当課長	小塚 亮一 Tel 045 - 671 - 3586 (マンホールについて)
文化観光局企画課 横浜プロモーション担当課長	貝田 泰史 Tel 045 - 671 - 4065 (「ピカチュウ大量発生チュウ!」及び株式会社ポケモンとの連携について)